

1. 事業説明シート

事業名	道路事業 [県道橋りょう修繕事業 (国補)]	事業箇所	北杜市高根町清里	地区名	(主) 北杜富士見線 (清里駅前電共工区)	事業主体	山梨県
-----	------------------------	------	----------	-----	-----------------------	------	-----

(1) 事業の概要

①課題・背景
 本路線は、北杜市高根町清里と長野県諏訪郡富士見町を結ぶ全長約26kmの主要地方道で、八ヶ岳南麓の観光施設や中央自動車道小淵沢ICへのアクセスとして機能し、第二次緊急輸送道路に指定される重要な路線である。
 本事業区間は、県内屈指の観光地である清里地区に位置しており、無電柱化を実施することにより、清里駅前周辺の良い景観形成に寄与するものである。

②整備目標・効果

□主要目標 ○道路景観の向上
 主要観光地：該当 165万人 > 70万人/年以上 ※評価基準値
 景観形成に取り組んでいる地域：あり ※評価基準値
 ※評価基準値

□副次目標 ○歩行者等の安全性の確保
 歩行者・自転車交通量：7人台/12h(R3センサス) < 80人台/12h以上※
 自動車交通量：1,148台/12h(R3センサス) < 3,340台/12h(平日)以上※
 通学路の指定：指定なし
 現況の歩道幅員：3.0m > 1.4m未滿※
 ※評価基準値

□副次効果 ○良好な景観の促進（電線の地中化）

(2) 整備内容

①整備内容 電線共同溝 L=320m (両側L=640m)
 ②着手年度 令和6年度 ③完成見込年度 令和11年度
 ④総事業費 約240百万円 (国費132百万円(5.5/10) 県費108百万円(4.5/10))

⑤年度別の整備内容 (事業費)

令和6年度	測量・詳細設計	20 百万円
令和7~9年度	電線共同溝整備	190 百万円
令和10~11年度	連系・引き込み	30 百万円

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費

国道141号	L=400m (両側L=800m)	R3~R10	事業費3億円
(主) 北杜富士見線	L=400m (両側L=800m)	H4~H11	事業費3億円

(3) 事業の妥当性評価

①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）
 地域の重要な生活道路であるとともに、幹線道路であり、第二次緊急輸送道路にも指定されている。社会的受益は大きく極めて公共性が高い。
 妥当 ○ 妥当でない □

②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第5条により、道路管理者が電線類を地中に収容する管路部分を建設することとなっているため、県が行うべき事業である。
 妥当 ○ 妥当でない □

③経済妥当性
 電線共同溝事業であり、費用便益の算出規定が無いため不算出。
 妥当 ○ 妥当でない □

④事業実施・規模の妥当性
 第8期無電柱化推進計画に位置付けられた未整備区間を整備するため、現地の状況に即した事業規模である。
 妥当 ○ 妥当でない □

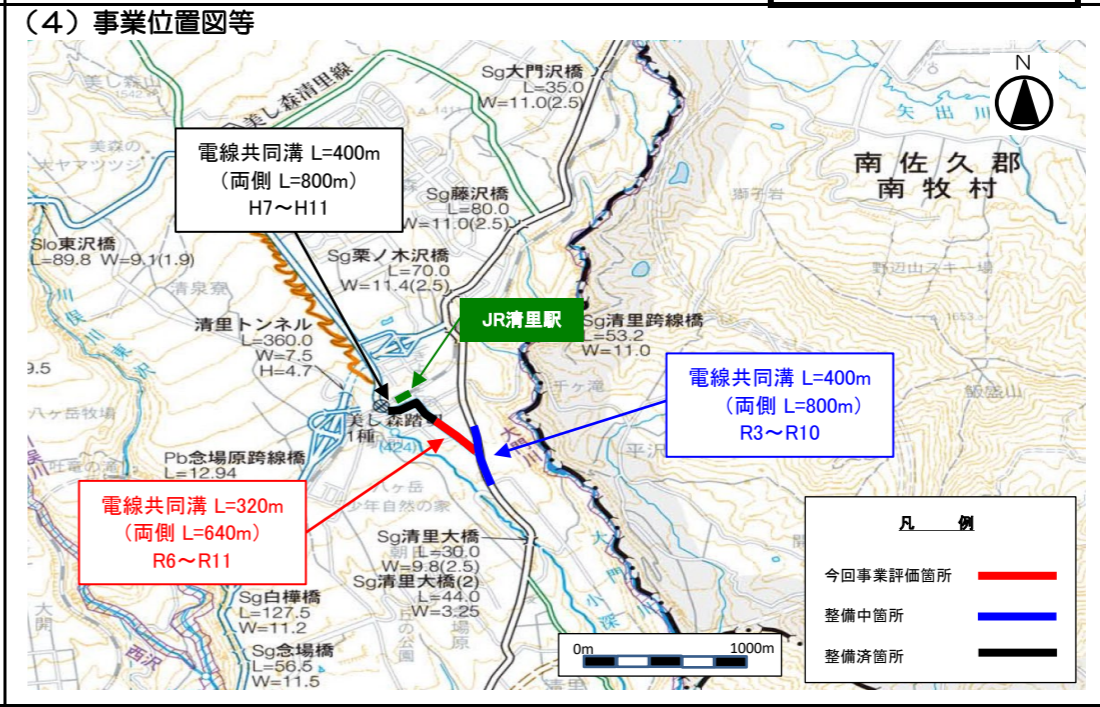
⑤整備手法の有効性
 低コストな電線共同溝方式を採用することで事業費が最も経済的な計画としている。
 妥当 ○ 妥当でない □

⑥環境負荷等への配慮
 電線類地中化による環境への負荷はない。
 妥当 ○ 妥当でない □

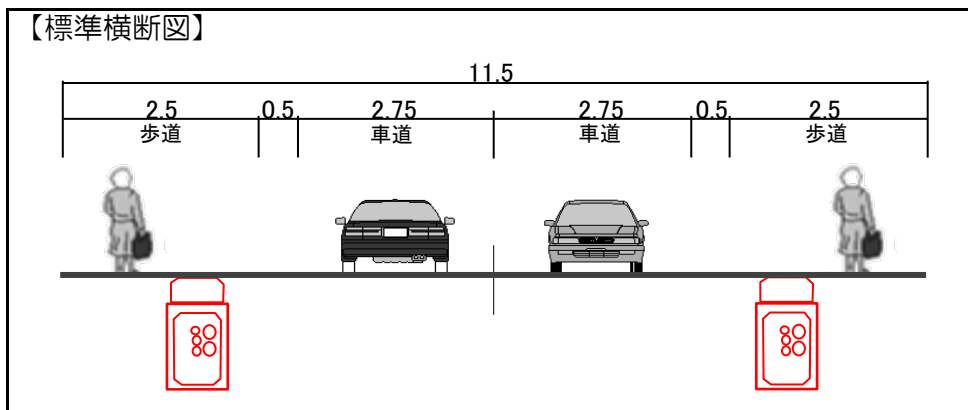
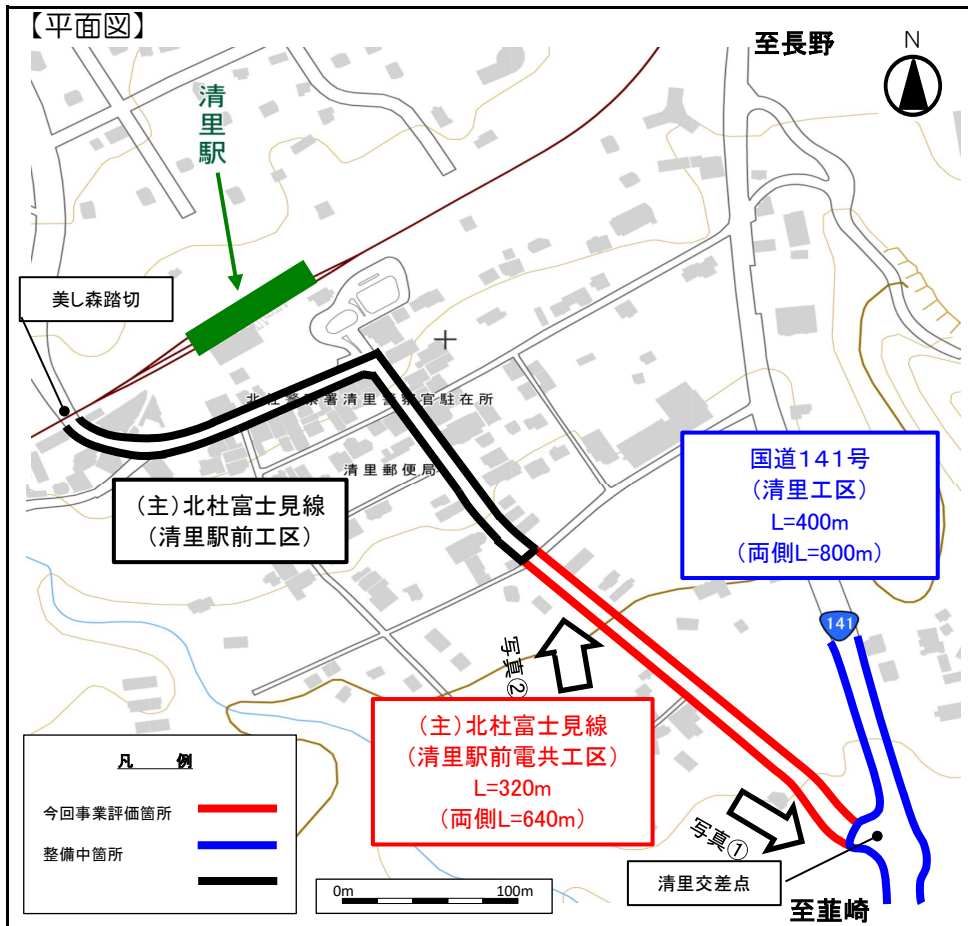
⑦事業計画の熟度
 第8期無電柱化推進計画における事業箇所として、電線管理者と協議が行われており熟度が高い。
 妥当 ○ 妥当でない □

総合評価

[貢献度ランク：a]



2. 添付資料シート



【写真①】 景観を阻害する電線類



【写真②】 景観を阻害する電線類

